

令和7年度諫早市空き家バンク利用登録者支援補助金



諫早市空き家バンク
利用登録者支援補助金って？

空き家バンクの物件を“**購入し改修**”
または“**賃借**”された方が使える
補助制度です



補助対象物件

諫早市空き家バンクに登録された物件

＊物件の所在地によって補助金額が異なります

補助対象者

○空き家を購入し、かつ、改修し居住
または利用を開始する方

○空き家を賃借して居住または利用
を開始する方

補助金交付の条件

- ・市県民税等及び国民健康保険料を滞納していない方
- ・空き家の所有者の3親等以内の親族でない方
- ・空き家を購入または賃借後、自ら利用する方 ※登録物件への住民票異動が必須です。

補助対象となる経費

- ・空き家の改修費(清掃費並びに家具等の処分及び購入経費を除く)
- ・空き家の賃借料(物件に附属する駐車場の使用料を含む)

交付申請の時期

○改修費補助＝物件の売買契約締結日から起算して1年以内、かつ、改修の着手前まで

○家賃補助＝最初にその月分の家賃月額を全額を支払った当該月の末日まで

(例:1月1日から入居開始し、1月分の家賃全額を支払った場合→1月末までに申請)

※前年度から引き続き家賃補助の交付を受ける方は、4月末までが申請期限です。



予算の上限に達した場合は早期に申請受付を締め切る場合があります。

事業の流れ

<改修費補助>



※交付決定後に
改修工事開始

①改修業者の
見積り

②交付申請

③審査・
交付決定

④改修工事の
実施・完了

⑤実績報告

⑥審査・補助額
の確定

⑦請求・交付

※①改修業者は原則市内に本店、支店または営業所等を有する業者です。(法人・個人は問わない)

※⑤実績報告は改修が完了した日から30日以内又は令和8年3月末日のいずれか早い日までに提出して下さい。

<家賃補助>



①居住開始

②交付申請

③審査・
交付決定

④実績報告

⑤審査・補助額
の確定

⑥請求・交付

※③実績報告は前期分は令和7年9月末まで、後期分は令和8年3月末までに提出してください。

※⑦補助金の交付は前期分(令和7年4月～9月)後期分(令和7年10月～令和8年3月)に分割して行います。

補助金額

対象地域	補助区分	補助対象経費	補助金額
一般地域	改修	空き家の改修費	補助率1/2以内、上限額100万円
	賃借	空き家の賃借料 (最大12月分)	補助率1/3以内、上限額1万円/月
指定地域 (大草・伊木力・ 本野小学校区域)	改修	空き家の改修費	補助率1/2以内、上限額200万円
	賃借	空き家の賃借料 (最大12月分)	補助率1/3以内、上限額2万円/月
小長井地域	改修	空き家の改修費	補助率2/3以内、上限額250万円
	賃借	空き家の賃借料 (最大12月分)	補助率1/2以内、上限額2万5千円/月

詳細は

諫早市空き家バンク利用登録者支援補助金

